

加湿器における衛生上の措置について(1/2)



レジオネラ症はレジオネラ属菌に汚染されたエアロゾル（水しぶき）を吸引することで発症し、高齢者や新生児など免疫機能や抵抗力の低下している人については、特に感染のリスクがあるため注意が必要です。加湿器において清掃が不十分なタンクでは、ぬめりの原因となるバイオフィルムが形成されます。そこへレジオネラ属菌が侵入すると、その中に生息するアメーバ内に取り込まれ、増殖した後にエアロゾルとして空中へ拡散します。

平成 29 年には高齢者施設において、加湿器内の汚染水のエアロゾルを吸入したこと等が原因とされるレジオネラ症の感染事例がありました。

この事例から、レジオネラ症の感染源となる設備における発症予防を目的として定められた「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成 15 年厚生労働省告示第 264 号）」に、新たに加湿器において講ずべき衛生上の措置が明記されました。

これらを踏まえ、業務用（ビル空調機の加湿器）と家庭用（ポータブル加湿器）に共通する主な加湿方式別のレジオネラ属菌による汚染リスクとそれぞれの汚染防止措置について紹介します。

| 加湿方式 | 原理 | 特徴 | 汚染リスク |
|------|-----------------------------|---|---|
| 蒸気式 | 蒸気そのもの、または水を電力で加熱し、蒸気に変えて放出 | 加熱による殺菌作用があり、レジオネラ属菌による汚染のリスクは低い。 | <div style="text-align: center;"> 低 高 </div> |
| 気化式 | 加湿材をぬらし、風を当てて気化 | 水中の不純物や雑菌は加湿材に留まるため、レジオネラ属菌による汚染のリスクは低い。ただし、タンク内や湿った状態の加湿材ではレジオネラ属菌繁殖の可能性があります、注意が必要。 | |
| 水噴霧式 | 超音波等で水を霧化して噴出 | 清掃等が不十分なタンク内でレジオネラ属菌が繁殖すると、レジオネラ属菌を含む水をそのままエアロゾルとして噴出するため、汚染リスクが高い。 | |

■ 事業内容 ■

- ① 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ② ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③ 水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④ 製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤ アスベスト分析
- ⑥ 絶縁油中の PCB 分析
- ⑦ 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧ 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査



加湿器における衛生上の措置について(2/2)



<汚染防止措置>

バイオフィーム生成の抑制・除去、エアロゾル飛散の抑制がポイントとなります。

(業務用)

- ・加湿に用いる水は、水道法第4条に規定される水質基準に適合しているものとする。
- ・使用開始時及び使用期間中は、1ヶ月に1回以上、加湿装置の汚れの状況を点検し、必要に応じ清掃等を実施するとともに、1年に1回以上清掃を実施する。
- ・加湿器の使用開始時及び終了時には、水抜き・清掃を確実に実施する。

(家庭用)

- ・残留塩素の消失と菌の温床防止のため、直射日光の当たる場所にタンクを置かない。
- ・タンクの水は、毎日新しい水道水に入れ換え、内面を洗浄し、清潔な状態を保つ。
- ・加湿器に使用されているカートリッジは、雑菌が繁殖することもあるので、3ヶ月を目安に交換する。
- ・長期間使用しない場合には、内部の水を完全に排出して乾燥させる。

<参考資料>

- ・レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針
(平成15年厚生労働省告示第264号)
- ・建築物衛生法施行規則(昭和46年厚生省令第2号)
- ・第4版レジオネラ症防止指針(公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター)

詳しくは、当社 **環境技術部 阪口、貝森** (フリーダイヤル0120-01-2590
内線412、318) までお問い合わせ下さい。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | ⑤アスベスト分析 |
| ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | ⑥絶縁油中のPCB分析 |
| ③水道法第20条に基づく水質検査 | ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| ④製品開発・品質管理に伴う化学分析 | ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |